

1. 事業者の指定

- ① 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者
平成27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。
指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。
※ みなし指定は、全市町村に効力が及びます。
- ② 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者
平成27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりません。
年度内の申請により平成29年4月1日にそれぞれ、訪問相当サービス・訪問緩和サービス、
通所相当サービス・通所緩和サービスの指定を行います。
指定の有効期間は、平成30年3月31日までとします。

2. 事業者の指定手続き、サービスの単位・基準

○訪問相当サービス・訪問緩和サービス

◆事業者の指定申請手続き

- ① 平成27年3月31日時点で指定を受けていた指定介護予防サービス事業者（みなし指定事業所）

	事業名	指定申請	サービスコード
訪問	訪問相当サービス	不要	A 1
	訪問緩和サービス	必要	A 2

- ② 平成27年4月1日以降に指定を受けた指定介護予防サービス事業者

	事業名	指定申請	サービスコード
訪問	訪問相当サービス	必要	A 2
	訪問緩和サービス	必要	A 2

◆サービスの単位・基準

	訪問相当サービス	訪問緩和サービス
サービスコード	A 1 みなし指定事業者 A 2 平成27年4月1日以降の指定事業者	A 2
算定単位の取扱	月単位	月単位
単位設定・対象	<p>○週1回程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 1, 168単位 ・事業対象者、要支援1・2 <p>○週2回程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2, 335単位 ・事業対象者、要支援1・2 <p>○週2回を超える程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月3, 704単位 ・事業対象者、要支援2 <p>○加算減算 別紙サービスコード表参照</p> <p>○1単位の単価 10.0円</p>	<p>○週1回程度の利用が必要とされた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 818単位 ・事業対象者、要支援1・2 <p>○加算減算 別紙サービスコード表参照</p> <p>○1単位の単価 10.0円</p>
人員	<p>○管理者※1 常勤・専従1以上</p> <p>○訪問介護員等常勤換算2.5以上 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)</p> <p>○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 (資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<p>○管理者※1 常勤・専従1以上</p> <p>○訪問介護員等 必要数 (資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市の定める内容を満たした研修を受講した者)</p> <p>○訪問事業責任者※2 常勤の訪問介護員等のうち、1人以上 (資格要件：訪問介護員等と同じ)</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 訪問相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問緩和サービス事業と訪問相当サービス事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合は、訪問緩和サービス事業の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

	訪問相当サービス	訪問緩和サービス
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 ※ 訪問相当サービス事業と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たし、訪問介護等に支障がない場合については、訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○重要事項の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行相当サービスと同じ

○通所相当サービス・通所緩和サービス

◆事業者の指定申請手続き

① 平成27年3月31日時点で指定を受けていた指定介護予防サービス事業者(みなし指定事業所)

	事業名	指定申請	サービスコード
通所	通所相当サービス	不要	A5
	通所緩和サービス	必要	A6

② 平成27年4月1日以降に指定を受けた指定介護予防サービス事業者

	事業名	指定申請	サービスコード
通所	通所相当サービス	必要	A6
	通所緩和サービス	必要	A6

◆サービスの単位・基準

	通所相当サービス	通所緩和サービス
サービスコード	A5 みなし指定事業者 A6 平成27年4月1日以降の指定事業者	A6
算定単位の取扱	月単位	月単位
単位設定・対象	○事業対象者、要支援1 ・月1, 647単位 ○事業対象者、要支援2 ・月3, 377単位 ○加算減算 別紙サービスコード表参照 ○1単位の単価 10.0円	○事業対象者、要支援1・2 ・月 1, 153単位 ○加算減算 別紙サービスコード表参照 ○1単位の単価 10.0円
人員	○管理者※ 常勤・専従1人以上 ○生活相談員専従1人以上 ○看護職員専従1人以上 ○介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) ○機能訓練指導員1人以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、	○管理者※ 1 常勤・専従1人以上 ○介護職員～15人専従1以上 15人～利用者1人につき必要数

	<p>看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師)</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※ 生活相談員・看護職員の配置は必須としない。</p> <p>※ 通所相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所緩和サービス事業と通所相当サービス事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合は、通所緩和サービス事業の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>設備</p>	<p>○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>○静養室・相談室・事務室</p> <p>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>○必要なその他の設備・備品</p>	<p>○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障のない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>○静養室・相談室・事務室</p> <p>○消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>○提供に必要なその他の設備及び備品</p> <p>※ 通所相当サービス事業と一体的に運営する場合、通所介護等の基準を満たし、通所介護等に支障がない場合については、通所介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>
<p>運営</p>	<p>○個別サービス計画の作成</p> <p>○重要事項の説明・同意</p> <p>○提供拒否の禁止</p> <p>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>○秘密保持等</p> <p>○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	<p>※ 現行相当サービスと同じ</p>

3. 申請方法

申請手続きの対象

指定を受ける場合、原則、申請手続きを行う必要がありますが、(介護予防)訪問介護・(介護予防)通所介護の指定を受けた時期により申請が不要となる場合もありますので、下表を確認のうえ、必要な申請手続きを行ってください。

■指定手続きの対象一覧

- 平成27年3月31日時点で指定を受けていた指定介護予防サービス事業者(みなし指定事業所)

	事業名	指定申請
訪問	訪問相当サービス	不要
	訪問緩和サービス	必要
通所	通所相当サービス	不要
	通所緩和サービス	必要

- 平成27年4月1日以降に指定を受けた指定介護予防サービス事業者

	事業名	指定申請
訪問	訪問相当サービス	必要
	訪問緩和サービス	必要
通所	通所相当サービス	必要
	通所緩和サービス	必要

■申請方法

市のホームページから指定を受けるサービスの申請様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入したうえで、郵送で送付いただくか、窓口を持参してください。

なお、指定申請等に当たって窓口での相談を希望される場合は、事前に電話にてご連絡ください。

■提出書類

【訪問相当サービス・訪問緩和サービス共通】

- 指定申請書(第5号様式)
- 付表及び指定の書類
 - ・事業所の定款・登記事項証明等、従業員の勤務形態等、管理者の経歴、訪問事業提供責任者の経歴、位置図、運営規定、苦情処理概要、指令書の写し、請求に関する事項、法令遵守の誓約書、役員名簿、その他必要な書類
- 事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・事業支給費算定に係る体制等状況一覧表
 - ・加算を算定する場合は必要書類

【通所相当サービス・通所緩和サービス共通】

- 指定申請書（第5号様式）
- 付表及び指定の書類
 - ・事業所の定款・登記事項証明等、従業員の勤務形態等、管理者の経歴、位置図・平面図、運営規定、苦情処理概要、資産の状況、指令書の写し、請求に関する事項、法令遵守の誓約書、役員名簿、その他必要な書類
- 事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・事業支給費算定に係る体制等状況一覧表
 - ・加算を算定する場合は必要書類

■提出先

<郵送の場合>

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
会津若松市役所 健康福祉部高齢福祉課

<窓口持参の場合>

会津若松市役所 高齢福祉課 栄町第2庁舎1階
電話：0242-39-1242

■指定希望日における提出期限について

総合事業の指定申請は平成28年11月から受付を開始します。平成29年4月1日までに指定が必要な場合は平成29年1月末までに申請を完了させてください。

平成29年4月以降も、申請書類等の審査には1ヶ月間程度の時間が必要ですので、申請にあたっては、指定希望日の1ヶ月前までに申請を行うようお願いいたします。

■変更届出について

指定を受けた後に、その内容に変更が生じた場合は、原則、当該事由が発生してから10日以内に届け出をしてください。